

児童扶養手当の制度が改正されます

児童扶養手当は、母子家庭や父子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

これまで、公的年金(※)を受給する方はこの手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

(※)遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

新たに手当を受給する手続き

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。平成26年12月より前であっても、事前に申請が可能です。

支給開始日

手当は、申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

《参考：児童扶養手当の月額》

(平成26年4月～)

・子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円
(所得に応じて決定)

・子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円
3人目以降1人につき：3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、福祉課にお問い合わせください。

【問い合わせ・申請先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

年末の交通安全県民運動がはじまります

＜運動期間：12月9日(火)～12月18日(木)＞

スローガン「ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故」

運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- チャイルドシートと全ての座席のシートベルトの使用(着用)の徹底

町民みんなで、交通安全に心がけましょう。

【問い合わせ先】企画課 経営企画室 ☎68-4212

年末年始の休業・休館のお知らせ

施設名	休業期間	施設名	休業期間
役場本庁舎・分庁舎 町立公民館(二部・溝口・日光) 鬼の館 文化センター 岸本保健福祉センター 溝口福祉センター リサイクルプラザ(不燃ごみ) みつわ衛生社(し尿汲み取り)	12月27日(土)～1月4日(日)	溝口・岸本図書館、岸本公民館	12月29日(月)～1月3日(土)
		岸本温泉ゆうあいパル	12月30日(火)～1月1日(木)
		デマンドバス	12月30日(火)～1月3日(土) ※ただし、1月3日(土)は予約受付を行います。
		大山ガーデンプレイス	12月31日(水)～1月3日(土)
		清掃センター(溝口地域可燃ごみ)	12月31日(水)～1月4日(日)
		桧水フィールドステーション	年末年始の休みなし
南部町・伯耆町クリーンセンター (岸本地域可燃ごみ)	12月28日(日)～1月4日(日) ※12月31日(水)の収集は行います。	桧水高原スキー場	年末年始の休みなし
町民体育館・総合スポーツ公園 などの体育施設	12月28日(日)～1月5日(月)	植田正治写真美術館	12月1日(月)～2月28日(土)
		スマイルドーム大山望	12月1日(月)～3月下旬

※年末にかけて、し尿汲み取りが混みますので、早めの予約をお願いします。



12月15日(月)
交通安全にみんなで
参加する日

一人一人が安全な行動を心がけ
交通事故を防止しましょう。



みんなで築こう人権の世紀 第66回 人権週間 12月4日(木)～10日(水)

12月10日は人権デーです。

今年の啓発活動重点目標は、「みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」を始め17の強調事項を掲げ、啓発活動が展開されます。

皆さんも「思いやりの心」や「かけがえのない命」について、もう一度考えてみませんか。

【問い合わせ先】
教育委員会事務局 人権政策室 ☎62-0713

【年間強調事項】

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者を大切にする心を育てよう
- (4) 障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- (5) 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する理解を深めよう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする差別をなくそう
- (15) 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう



下水道排水設備 工事責任技術者試験

排水設備工事の設計、施工などの技能をもった責任技術者の資格試験を実施します。

受付期間 12月15日(月)～12月26日(金)
講習日 平成27年2月 1日(日)
試験日 平成27年2月15日(日)
ところ 倉吉体育文化会館
大研修室(講習・試験とも)
合格発表 平成27年3月9日(月)
申込方法 地域整備課で申込書を受け取り、
申し込んでください。

【問い合わせ・申込み先】
地域整備課 上下水道室 ☎68-5540

労働保険に入っていない経営者に、 人を雇う資格はありません

業務中に社員が災害に遭った場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく、会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、一人でも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。加入手続きをされていない事業者の方は、速やかに手続きをしましょう。

詳しくは、鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

【問い合わせ先】
鳥取労働局 労働保険徴収室 ☎0857-29-1702
ホームページ <http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

冬シーズン到来! 桧水高原スキー場開き祭!!

今年もスキーシーズンがやって来ます。桧水高原スキー場で、スキー・スノーボードを楽しみましょう。



営業時間
日 中 9:00～17:00(土・日・祝日は8:30～)
ナイター 17:00～22:00(月・水・金・土曜日、祝前日)

【問い合わせ先】商工観光課 ☎68-4211
桧水フィールドステーション ☎52-2420

町内在住の中学生以下は、
スキーリフト料金が500円に!

証明書をリフト券売場で提示すると、
1日券・ナイター券が500円で購入
できます。

スキー場開き祭

と き 12月23日(火・祝) 14:30～
安全祈願祭、パネル滑走、景品が
当たる宝探しなど

※リフト無料開放 9:00～14:00
(積雪がない場合は、中止します。)